

御嵩町地域防災計画改定（案）の概要について

改訂の概要

1. リ災証明書関係

○能登半島地震に伴う中能登町への町職員派遣（リ災証明発行業務）を踏まえ、税務課にて「リ災証明交付事務マニュアル」を定めたところ、現行の地域防災計画との乖離が発生したため、整合を図るものです。

○リ災証明交付申請書及びリ災証明書の新様式への変更や、仮り災証明書を廃止し、被災届出書の新設などを行います。

2. 指定緊急避難場所の指定

○22カ所の指定避難所を、新たに指定緊急避難場所として指定し、「指定避難所 兼 指定緊急避難場所」とします。

○指定緊急避難場所とは、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です。災害の危険が及ばないグラウンド、駐車場や堅牢な建築物のある場所を指します。一方、指定避難所は、避難した住民や帰宅困難となった住民を必要な期間滞在させる施設を指します。

○指定緊急避難場所を指定することで、災害の危険から逃れるための避難先が明確になり、町民が的確に避難判断できるようになります。

3. 県地域防災計画の修正に伴う改訂や、実情に合わせた修正

○岐阜県の地域防災計画の修正に伴い、町の計画を修正します。主な変更点は、ボランティア活動の環境整備に関する事項の追記や、要配慮者への情報伝達手段確保に関する事項の追記などです。

○その他に実情に合わせた数値・文言の修正を行っています。

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第1章 新旧対照表
令和7年4月一部改定

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第2章 新旧対照表
令和7年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）

一般対策編 （第2章）

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第2章

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 2 5 第2章 第1節 第1項 2 推進体制 <u>(7) 被災者支援の仕組みの整備</u></p>	<p>(1)から(6)まで 略 <u>(7)町及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p>	<p>(1)から(6)まで 略 <u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 2 8 第3項 災害に強いまちづくり</p>	<p>第3項 災害に強いまちづくり 町及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「E c o - D R R（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形</p>	<p>第3項 災害に強いまちづくり 町及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「E c o - D R R（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
 一般対策編 （第2章）

御嵩町地域防災計画
 新旧対照表（案）
 第2章

変更箇所	新	旧	備考
	<p>成を図るものとする。</p> <p>また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。</p> <p><u>町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</p>	<p>成を図るものとする。</p> <p>また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表(案)
 一般対策編 (第2章)

御嵩町地域防災計画
 新旧対照表(案)
 第2章

変更箇所	新	旧	備考																																																
P 4 6 別表 1 農業用防災ダム	農業用防災ダム (令和5年4月1日現在) <table border="1" data-bbox="656 379 1081 724"> <thead> <tr> <th>地 区 名</th> <th>提 高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 沢</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大 洞</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>谷 山</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>真 名 田</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>比 衣</td> <td><u>11.6</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="656 775 1081 1120"> <thead> <tr> <th>地 区 名</th> <th>提 長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 沢</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大 洞</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>谷 山</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>真 名 田</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>比 衣</td> <td><u>99.0</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 区 名	提 高 (m)	前 沢	(略)	大 洞	(略)	谷 山	(略)	真 名 田	(略)	比 衣	<u>11.6</u>	地 区 名	提 長 (m)	前 沢	(略)	大 洞	(略)	谷 山	(略)	真 名 田	(略)	比 衣	<u>99.0</u>	農業用防災ダム (平成25年4月1日現在) <table border="1" data-bbox="1117 379 1543 724"> <thead> <tr> <th>地 区 名</th> <th>提 高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 沢</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大 洞</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>谷 山</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>真 名 田</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>比 衣</td> <td><u>10.6</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1117 775 1543 1120"> <thead> <tr> <th>地 区 名</th> <th>提 長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 沢</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大 洞</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>谷 山</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>真 名 田</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>比 衣</td> <td><u>107.0</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 区 名	提 高 (m)	前 沢	(略)	大 洞	(略)	谷 山	(略)	真 名 田	(略)	比 衣	<u>10.6</u>	地 区 名	提 長 (m)	前 沢	(略)	大 洞	(略)	谷 山	(略)	真 名 田	(略)	比 衣	<u>107.0</u>	・実情に合わせた修正
地 区 名	提 高 (m)																																																		
前 沢	(略)																																																		
大 洞	(略)																																																		
谷 山	(略)																																																		
真 名 田	(略)																																																		
比 衣	<u>11.6</u>																																																		
地 区 名	提 長 (m)																																																		
前 沢	(略)																																																		
大 洞	(略)																																																		
谷 山	(略)																																																		
真 名 田	(略)																																																		
比 衣	<u>99.0</u>																																																		
地 区 名	提 高 (m)																																																		
前 沢	(略)																																																		
大 洞	(略)																																																		
谷 山	(略)																																																		
真 名 田	(略)																																																		
比 衣	<u>10.6</u>																																																		
地 区 名	提 長 (m)																																																		
前 沢	(略)																																																		
大 洞	(略)																																																		
谷 山	(略)																																																		
真 名 田	(略)																																																		
比 衣	<u>107.0</u>																																																		

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表(案)
 一般対策編 (第2章)

御嵩町地域防災計画
 新旧対照表(案)
 第2章

変更箇所	新		旧		備考																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>貯水量 (千トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 沢</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大 洞</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>谷 山</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>真 名 田</td> <td><u>284.6</u></td> </tr> <tr> <td>比 衣</td> <td><u>77.0</u></td> </tr> </tbody> </table>		地区名	貯水量 (千トン)	前 沢	(略)	大 洞	(略)	谷 山	(略)	真 名 田	<u>284.6</u>	比 衣	<u>77.0</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>貯水量 (千トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 沢</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大 洞</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>谷 山</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>真 名 田</td> <td><u>285.0</u></td> </tr> <tr> <td>比 衣</td> <td><u>76.8</u></td> </tr> </tbody> </table>		地区名	貯水量 (千トン)	前 沢	(略)	大 洞	(略)	谷 山	(略)	真 名 田	<u>285.0</u>	比 衣	<u>76.8</u>	
地区名	貯水量 (千トン)																												
前 沢	(略)																												
大 洞	(略)																												
谷 山	(略)																												
真 名 田	<u>284.6</u>																												
比 衣	<u>77.0</u>																												
地区名	貯水量 (千トン)																												
前 沢	(略)																												
大 洞	(略)																												
谷 山	(略)																												
真 名 田	<u>285.0</u>																												
比 衣	<u>76.8</u>																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>堤体積 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 沢</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大 洞</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>谷 山</td> <td><u>12,796</u></td> </tr> <tr> <td>真 名 田</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>比 衣</td> <td><u>4,417</u></td> </tr> </tbody> </table>		地区名	堤体積 (m ³)	前 沢	(略)	大 洞	(略)	谷 山	<u>12,796</u>	真 名 田	(略)	比 衣	<u>4,417</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>堤体積 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 沢</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大 洞</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>谷 山</td> <td><u>7,212</u></td> </tr> <tr> <td>真 名 田</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>比 衣</td> <td><u>5,474</u></td> </tr> </tbody> </table>		地区名	堤体積 (m ³)	前 沢	(略)	大 洞	(略)	谷 山	<u>7,212</u>	真 名 田	(略)	比 衣	<u>5,474</u>	
地区名	堤体積 (m ³)																												
前 沢	(略)																												
大 洞	(略)																												
谷 山	<u>12,796</u>																												
真 名 田	(略)																												
比 衣	<u>4,417</u>																												
地区名	堤体積 (m ³)																												
前 沢	(略)																												
大 洞	(略)																												
谷 山	<u>7,212</u>																												
真 名 田	(略)																												
比 衣	<u>5,474</u>																												

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
 一般対策編 （第2章）

御嵩町地域防災計画
 新旧対照表（案）
 第2章

変更箇所	新	旧	備考
P 4 7 別表 2 農業用ため池状況	(令和5年4月1日現在)	(令和6年4月1日現在)	・修正
P 4 8 別表 3 山地に起因する災害危険地区数 別表 4 保安林種類別面積	(令和5年3月31日現在) (令和4年3月31日現在)	(令和3年10月1日現在) (令和3年3月31日現在)	・修正
P 9 5 第10節 避難対策 5 指定緊急避難場所	《指定緊急避難所の選定基準》 (1)災害が切迫した状況において、 <u>生命の安全を確保することを目的とした、危険から逃れるための避難場所として開放されること。</u>	(1)災害が切迫した状況において、 <u>速やかに、居住者等に該当指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。</u>	・文言の整理
P 9 8 第10節 避難対策 別表 1	別紙1参照		・指定緊急避難場所を兼ねることの追加 ・箇所数の追加 ・対象施設の変更 ・注2の追加
P 9 9 第10節 避難対策 別表 2	別紙2参照		・箇所数を追記 ・指定避難所を兼ねる箇所数の追加 ・対象施設の追加

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
 一般対策編 （第2章）

御嵩町地域防災計画
 新旧対照表（案）
 第2章

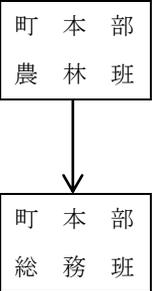
変更箇所	新	旧	備考
P 9 9 第10節 避難対策 別表3	福祉避難所一覧 （平成26年4月1日現在） <u>（9箇所）</u>	指定緊急避難場所一覧 （平成26年4月1日現在）_____	・箇所数を追記
p 1 0 7 第13節 ボランティア活動の環境整備計画 2 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり	<p>町は、町及び県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</u></p> <p><u>町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p>町は、町及び県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</u></p> <p>_____</p>	・県地域防災計画の修正

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
 一般対策編 （第2章）

御嵩町地域防災計画
 新旧対照表（案）
 第2章

変更箇所	新	旧	備考
	<p>町及び県は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>町及び県は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	
<p>p 1 1 6 第17節 ライフライン施設対策 2 水道施設</p>	<p>(2) <u>配</u>水施設等の耐震化等</p>	<p>(2) <u>排</u>水施設等の耐震化等</p>	<p>・修正</p>

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第3章 新旧対照表
令和7年4月一部改定

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 1 9 9 第3章 第4節 第2項 (8)農業関係の被害等 表</p>	<p>系統図</p>  <pre> graph TD A[町本部 農林班] --> B[町本部 総務班] </pre>	<p>系統図</p>  <pre> graph TD A[町本部 農林班] B[町本部 総務班] </pre>	
<p>p 2 2 2 第6節 第3項 り災者の救助保護計画</p>	<p>活動のポイント 2 り災者証明書の発行 <u>り災者証明受付簿により管理し、り 災証明書を発行する</u></p>	<p>2 り災者証明書の発行 <u>り災者台帳と照合し契印を行った上 発行</u></p>	<p>・文言の整理</p>
<p>3 被災に関する証明書の発行</p>	<p><u>被災に対する証明書</u>の交付は、被災者からの申請に基づき、遅滞なく<u>証明書</u>を交付する。そのため、速やかに、<u>り災証明書等</u>の様式を定めるとともに、交付に必要な職員の体制、手続き方法、受付窓口等について定める。また、被害認定基準に関する調査方法に</p>	<p><u>り災証明</u>_____の交付は、被災者からの申請に基づき、遅滞なく<u>り災証明書</u>を交付する。そのため、速やかに、<u>り災証明書</u>_____の様式を定めるとともに、交付に必要な職員の体制、手続き方法、受付窓口等について定める。また、被害認定基準に関する調査方法に</p>	<p>・文言の整理 ・実情に合わせた修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p>ついて習熟した職員の確保及び育成を図るとともに他の市町村や建築士等との連携体制の構築に努める。</p> <p>(1) <u>り災証明書、被災届出書</u></p> <p>町本部（税務班）は、<u>「り災証明書交付申請書（様式39号）」</u>又は<u>「被災届出書（様式40号）」</u>の申請者に対し、「<u>り災証明書（様式39号の2）」</u>又は<u>「被災届出書（様式40号）」</u>を交付するものとする。</p> <p>_____証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>ア「<u>り災証明書</u>」は、<u>住宅（居住あり）</u>を対象として発行する。</p> <p>_____「<u>被災届出書</u>」は、<u>住宅以外（納屋、車庫、空き家等）</u>を対象として発行する。</p> <p>イ「<u>り災証明書</u>」及び「<u>被災届出書</u>」は、<u>り災証明受付簿（様式39号の4）</u>を</p>	<p>ついて習熟した職員の確保及び育成を図るとともに他の市町村や建築士等との連携体制の構築に努める。</p> <p>(1) <u>り災証明書</u>、_____</p> <p>町本部（税務班）は、<u>被災世帯</u>に対して_____、<u>り災証明書（様式39号の2）」</u> _____を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により前様式による証明書の交付ができないときは、とりあえず「<u>仮り災証明書（様式40号）</u>」を作成交付し、後日速やかに「<u>り災証明書</u>」と取り替えるものとする。証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>ア「<u>り災証明書</u>」は、<u>災害救助はもちろんであるが、後日諸対策の基礎となるものであるから特に慎重に扱うこと。</u></p> <p>_____</p> <p>イ「<u>り災証明書</u>」 _____は、<u>り災者台帳（仮証明書のときは、「被</u></p>	

変更箇所	新	旧	備考
	<p>整備し発行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ウ <u>り災証明書は、可能な限り救助用物資支給前に発行し、物資支給時には、「り災証明書」の掲示を求めるようにする。</u></p> <p>エ <u>申請者が代理人の場合は、委任状（様式39号の3）と共に申請を受け付ける。</u></p>	<p>害状況即報、中間調査報告、確定調査報告」又は「救助用物資割当台帳」と照合し、発行に当たっては、契印を行う等発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む。）を避けるように留意する。</p> <p>ウ 本証明書は、_____救助用物資支給前に発行し、物資支給時には、「り災証明書」の掲示を求めるようにする。</p> <p><u>（追加）</u></p>	
<p>p 308</p> <p>第7節 第4項</p> <p>畜産の応急対策</p>	<p>4 飼料等の確保</p> <p>避難家畜に対する飼料、藁等が現地において確保できないときは、_____県支部農林班に確保あっせんについての要請をする。</p>	<p>4 飼料等の確保</p> <p>避難家畜に対する飼料、藁等が現地において確保できないときは、農林班は県支部農林班に確保あっせんについての要請をする。</p>	<p>・文言の修正</p>

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第2章 新旧対照表
令和7年4月一部改定

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 1 8 第2章 第1節 第2項 災害に強いまちづくり</p>	<p>第2項 災害に強いまちづくり</p> <p>町及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「E c o - D R R（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p><u>町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災</p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p>害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</p>		
<p>p 2 6 第3節 第5項 7 緊急通行車両の周知・普及</p>	<p>7 緊急通行車両の周知・普及 町及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための<u>申出があったときは、</u> <u>災害発生前においても、当該車両に対して緊急通行車両標章が</u> _____ <u>交付される</u> _____ <u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</u></p>	<p>町及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための<u>事前届出制度が適用され、発災後</u> _____ <u>、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなる</u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 2 8 第4節 第1項 4 指定避難所 (1) 指定避難所の指定</p>	<p>4 指定避難所 (1) 指定避難所の指定 町は、<u>避難所</u> _____ <u>内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、</u></p>	<p>4 指定避難所 (1) 指定避難所の指定 町は、<u>指定避難所</u> _____ <u>内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p>町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、<u>要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p>町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	
(3) 指定避難所運営マニュアルの策定	(3) 指定避難所運営マニュアルの策定 町、自主防災組織、施設管理者の協議により、予定される指定避難所ごとに、	(3) 指定避難所運営マニュアルの策定 町、自主防災組織、施設管理者の協議により、予定される指定避難所ごとに、	・ 県地域防災計画の修正

変更箇所	新	旧	備考
	<p>事前に指定避難所運営マニュアルを策定する。避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう務める。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する<u>知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>事前に指定避難所運営マニュアルを策定する。避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう務める。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換_____に努める。</p> <p><u>12 広域避難</u></p> <p><u>国、県及び町は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努める。</u></p> <p><u>(1) 町の役割</u></p> <p><u>町は、災害が発生するおそれがある場</u></p>	

変更箇所	新	旧	備考
		<p><u>合において、予想される災害の実態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議する。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求める。</u></p> <p><u>町は、指定避難所を指定する際に合わせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p><u>(2) 県の役割</u></p> <p><u>県は、町から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。</u></p> <p><u>県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急</u></p>	

変更箇所	新	旧	備考
	<p>12 感染症の自宅療養者等の避難</p>	<p><u>の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。</u></p> <p>(3) 国の役割</p> <p><u>国は、都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。</u></p> <p>13 感染症の自宅療養者等の避難</p>	
<p>p 4 0 第5節 第5項 3 宅地造成の規制誘導</p>	<p>3 宅地造成の規制誘導</p> <p>町及び県は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を</p>	<p>3 宅地造成の規制誘導</p> <p>町及び県は、<u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)</u>や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の修正 ・ 県地域防災計画の修正

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第2章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第2章

変更箇所	新	旧	備考
	備を図るものとする。 <u>また、取水施設の整備等により使用されなくなったため池について、地元要望をもとに、廃止工事の検討・実施を行うものとする。</u>	備を図るものとする。 <u>（追加）</u>	

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第3章 新旧対照表
令和7年4月一部改定

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 5 0 第3章 第1節 第4項 2 地震情報の受理、伝達 (1) 地震情報の発表</p>	<p>(1) 地震情報の発表 気象庁（岐阜地方気象台）は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合_____は、「震源・震度情報」及び「長周期地震動に関する観測情報（長周期地震動階級1以上を観測した場合）」 _____を、震度3以上を観測した場合は「震度速報」及び「震源に関する情報」を、震度5弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」を、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は「その他の情報」を公表し伝達する。 さらに場合に応じて、地震活動の状況等をお知らせする「地震活動に関する解説情報」等の資料提供をするものとする。</p>	<p>(1) 地震情報の発表 気象庁（岐阜___気象台）は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合又は必要と認める場合は、「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」、「各地の震度に関する情報」、「地震回数に関する情報」、「地震活動に関する解説情報」等 _____を公表し伝達する。 (追加)</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

P 9 8 第 1 0 節 避難対策 別表 1

新

別表 1

指定避難所 兼 指定緊急避難場所 一覧

(令和7年4月1日現在) (21箇所)

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	収容可能人数	摘 要			備 考
						浸水	土砂	地震	
1	上之郷公民館	中切 874-4	67-0017	67-0017	205	S1	D1	J1	空
2	上之郷小学校	宿 2002	67-1338	67-6438	270	-	-	J2	暖
3	上之郷中学校	中切 1785	67-0431	67-6432	456	S2	D2	J2	注 1 暖
4	上之郷保育園	中切 1359-2	67-2322	67-2322	130	-	-	J2	空
5	綱木グラウンド管理棟	上之郷 7112-1	67-0191	67-0191	48	S2	D2	J2	
6	御嵩公民館	御嵩 626-1	67-0507	67-0507	269	-	-	J1	空
7	向陽中学校	御嵩 1306	67-1331	67-1332	457	S2	D2	J2	非・暖
8	東濃高校	御嵩 2854-1	67-2136	67-6204	826	S2	D2	J2	非・暖
9	御嵩保育園	御嵩 689-1	67-2323	66-8990	125	S2	D2	J2	協定
10	中公民館	中 2171-1	67-4841	67-4841	241	S1	D1	J1	非・空
11	御嵩小学校	中 2628	67-1191	68-0062	393	S2	D2	J2	暖
12	B & G 海洋センター	中 2777-28	67-5196	67-5196	516	S1	D1	J2	非
13	ぼっぼかん	顔戸 1176-2	67-5221	67-5221	196	S2	D2	J2	非・空
14	伏見公民館	伏見 990	67-0502	67-0502	186	S1	D1	J1	空
15	伏見小学校	伏見 489	67-0530	67-6430	367	S2	D2	J2	暖
16	共和中学校	伏見 1875-1	67-2105	68-0066	416	S2	D2	J2	暖
17	東濃実業高校	伏見 891	67-0504	68-6412	1,200	S2	D2	J2	
18	伏見保育園	伏見 751-1	67-2325	67-2325	137	S2	D2	J2	空
19	伏見にこにこ館	伏見 1311-1	67-3625	67-3625	78	S2	D2	J2	非・空
20	大庭台第一公園総合	中 2678-137							一時避難施設

指定避難所 一覧

(令和7年4月1日現在) (1箇所)

(指定緊急避難場所を兼ねるものとの合計 21箇所)

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	収容可能人数	摘 要			備 考
						浸水	土砂	地震	
1	御嵩町役場	御嵩 1239-1	67-2111	67-1999	92	S1	D1	-	北庁舎 1階

S1：豪雨災害等浸水被害が想定され規模が小さい時

S2：豪雨災害等浸水被害が想定され規模が大きい時

D1：豪雨災害等土砂災害が想定され規模が小さい時

D2：豪雨災害等土砂災害が想定され規模が大きい時

J1：地震被害が想定され規模が小さい時

J2：地震被害が想定され規模が大きい時

非：非常用電源設備有り 空：空調設備有り 暖：暖房機器有り

注1：上之郷中学校校舎の一部は、土砂災害警戒区域内

注2：1～20全て緊急避難場所（大規模火災）の対象

旧

別表1

指定避難所一覧

(令和2年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	収容可能人数	摘要			備考
						浸水	土砂	地震	
1	上之郷公民館	中切 874-4	67-0017	67-0017	205	S1	D1	J1	空
2	上之郷小学校	宿 2002	67-1338	67-6438	270	-	-	J2	暖
3	上之郷中学校	中切 1785	67-0431	67-6432	456	S2	D2	J2	注1 暖
4	上之郷保育園	中切 1359-2	67-2322	67-2322	130	-	-	J2	空
5	綱木グラウンド管理棟	上之郷 7112-1	67-0191	67-0191	48	S2	D2	J2	
6	御嵩公民館	御嵩 626-1	67-0507	67-0507	269	-	-	J1	空
7	向陽中学校	御嵩 1306	67-1331	67-1332	457	S2	D2	J2	非・暖
8	東濃高校	御嵩 2854-1	67-2136	67-6204	826	S2	D2	J2	非・暖
9	御嵩保育園	御嵩 689-1	67-2323	66-8990	125	S2	D2	J2	協定
10	御嵩町役場	御嵩 1239-1	67-2111	67-1999	92	S1	D1	-	北庁舎1階 空
11	中公民館	中 2171-1	67-4841	67-4841	241	S1	D1	J1	非・空
12	御嵩小学校	中 2628	67-1191	68-0062	393	S2	D2	J2	暖
13	B & G 海洋センター	中 2777-28	67-5196	67-5196	516	S1	D1	J2	非
14	ぼっばかん	顔戸 1176-2	67-5221	67-5221	196	S2	D2	J2	非・空
15	伏見公民館	伏見 990	67-0502	67-0502	186	S1	D1	J1	空
16	伏見小学校	伏見 489	67-0530	67-6430	367	S2	D2	J2	暖
17	共和中学校	伏見 1875-1	67-2105	68-0066	416	S2	D2	J2	暖
18	東濃実業高校	伏見 891	67-0504	68-6412	1,200	S2	D2	J2	
19	伏見保育園	伏見 751-1	67-2325	67-2325	137	S2	D2	J2	空
20	伏見にこにこ館	伏見 1311-1	67-3625	67-3625	78	S2	D2	J2	非・空
21	大庭台第一公園総合 集会所	中 2678-137							一時避難施設 (協定)
22	新庁舎等建設エリア (予定)	中 58-1 他				S2	D2	J2	ホール、防災広 場等

S1：豪雨災害等浸水被害が想定され規模が小さい時

S2：豪雨災害等浸水被害が想定され規模が大きい時

D1：豪雨災害等土砂災害が想定され規模が小さい時

D2：豪雨災害等土砂災害が想定され規模が大きい時

J1：地震被害が想定され規模が小さい時

J2：地震被害が想定され規模が大きい時

非：非常用電源設備有り 空：空調設備有り 暖：暖房機器有り

注1：上之郷中学校校舎の一部は、土砂災害警戒区域内

P 99 第10節 避難対策 別表2

新

別表2

指定緊急避難場所 一覧

(令和7年4月1日現在) (2箇所)

(指定避難所を兼ねるものとの合計 22箇所)

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	対象とする 災害	備考
1	サンクラシックゴルフ クラブ	比衣 1097-1-1	67-6360		S・G・J・F	協定 (クラブハウス・コース管理棟・ 駐車場)
2	新庁舎等建設エリア (予定)	中 58-1 他			S・G・J・F	防災広場等

S：洪水（浸水害）

G：崖崩れ・土石流・地すべり

J：地震

F：大規模火災

旧

別表2

指定緊急避難場所 一覧

(平成26年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	対象とする 災害	備考
1	サンクラシックゴルフ クラブ	比衣 1097-1-1	67-6360		S・G・J・F	協定 (クラブハウス・コース管理棟・ 駐車場)

S：洪水（浸水害）

G：崖崩れ・土石流・地すべり

J：地震

F：大規模火災